

## 行政視察 若田部 治彦 議員

日時：平成28年10月5日(水)～7日(金)

場所：愛媛県四国中央市、香川県高松市

区間	交通手段	鉄道費		特急急行	飛行機	その他	計
		キロ	金額				
佐野駅～伊予三島駅	鉄道	往	937.7	12,230	6,340		18,570
伊予三島駅～高松駅	鉄道	往	77.6	1,460			1,460
高松駅～佐野駅	鉄道	復	911.9	11,850	6,340		18,190
							0
							0
計			25,540	12,680	0	0	38,220

宿泊料@16,500×2泊 33,000 円

交通費 38,220 円

(うち航空運賃 0 円)

計 71,220 円

上記の金額は、佐野市職員等の旅費に関する条例及び佐野市職員等の旅費支給規則により  
算出した金額である。

議事課庶務係長 廣澤 良英



※金額や発行元などが、枠内に収まるよう、また重ならないように添付してください。

## 公明党議員会 行政視察報告書

2016.10.10

1. 日 程 平成 28 年 10 月 5 日～7 日（一日目）
2. 視察場所 愛媛県四国中央市（市役所）
3. 参 加 者 若田部治彦、本郷淳一、木村久雄、菅原達（報告者）
4. 目 的 佐野市の子育て支援の充実の参考にするため、四国中央市において実施している『子育て支援ユビキタススクール推進事業』を視察する。
5. 内 容

### （1）『子育て支援ユビキタススクール推進事業』について

前市長の解説による「ユビキタススクール」の PR ビデオを視聴し、添付資料を元にした事業の説明がありました。（添付資料参照）

本事業は、IC カードリーダーを利用した「登下校情報」の提供と、児童に配布した携帯電話の GPS 機能を利用した「位置情報」等を提供する、総務省モデル事業『地域児童見守りシステム』が前身となっている。

そして、同じく総務省のユビキタスカウン構想推進事業を活用し、全額国の費用負担によりモデル事業を実施し、完了から 5 年間の報告義務を完了したところである。

費用負担としては、前身である見守りシステムでは 5,300 万円（校内ネット環境整備費、携帯端末費 1,400 万円 通信費 1,400 万円含む）と本事業の 6,700 万円（ネットワークは既存を活用）の合計 1.2 億円であった。

モデル事業は他に私学が中心で、モデル事業以降の同システムについても私学において希望者が有料で実施している状況である。

### （2）質問事項と回答

Q) 本事業を始めた動機、目的を教えてください。

A) トップダウン的に始まった。池田小学校の事件から IC カードによる見守りを始めた。

その後児童クラブにも IC カード設置し、共働きの支援とした。

Q) システムの中身は独自に作られたものなのですか？

A) 元々パッケージとしてあった登下校管理システムをアレンジしたもの。

Q) モデル事業とのことですが、他地域（佐野市など）でも応用は可能ですか？

A) モデル事業は終わっており単独予算での事業となる。

Q) ケーブルテレビを活用するシステムはケーブルテレビ会社独自のものですか？

A) ケーブルテレビの一一番組として行政チャンネルがあり、それを活用している。

Q) 他地域のケーブルテレビ（佐野ケーブルテレビ）でも利用可能ですか？

A) 可能です。

Q) また、災害時以外の活用もあるのですか？

A) 県などから出されるお知らせを情報として流している。

Q) デマンドタクシーシステムはどのように活用するのですか？

A) 当初盛り込んでいたが、デマンドの利用児童が居ないので扱っていない。

Q) 事業がもたらす効果はどのようなものですか？

A) 保護者が登下校の時間を確認することができ、安心に繋がっている。

Q) 保護者からの評価はいかがですか？

A) 安心感、便利、緊急連絡（台風など）などの発信が可能との評価を得ている。

Q) 災害時に児童生徒が非難した場合、どの避難所に避難したか分かるのですか？

A) 学校と児童クラブにしかリーダーを設置していないのでそれ以外では把握できない。

Q) 今後の課題や展望などありますか？

A) 課題としては、システムはあくまでツールなので地域の人と人とのつながりが大切である。

今後は、不審者情報は中学生へも展開する予定。

また、設置場所を登下校門などに変える事も検討する。

さらに、修学旅行の情報発信などにシステムを活用することも検討する。

## 6. 所感

- 全国で子どもの登下校時に発生した事件を考えると、通信技術を活用した本システムは保護者の安心に一定の効果はあると考える。  
しかしあくまで、ほぼリアルタイムであるとは言え、登下校の状況を確認出来るだけのシステムであり、登下校時の事件を未然に防ぐ事までに効果があるというものではない。  
つまり、登下校の途中における安全の確保には、通信技術を活用したシステムでは限界があるという事であろうと考える。
- 四国中央市の担当者も今後の課題としているように、地域の人と人とのつながりが大切であり、子どもたちの見守りは地域の人の目で行う必要があるという事である。
- このシステムの活用が、地域や家族に対する啓発となり、それにより地域の絆や家族のあり方の大切さなどを皆が考えるきっかけになるような働きかけが必要であると感じる。

以上

## 公明党議員会 行政視察報告書

2016.10.11

1. 日 程 平成 28 年 10 月 5 日～7 日（二日目）
2. 視察場所 香川県高松市（市役所）
3. 参 加 者 若田部治彦、本郷淳一、木村久雄、菅原達（報告者）
4. 目 的 佐野市において、元気な高齢者を増やすための取り組みとして、高松市で実施されている『高齢者居場所づくり事業』を視察する。
5. 内 容

### （1）『高齢者居場所づくり事業』について

添付資料の「高松市高齢者居場所づくり事業 募集要項」を主に活用し、事業の説明がありました。  
(詳しくは添付資料を参照)

- ①高松市においては、平成 26 年から 28 年までの 3 年間で、高齢者人口と面積を踏まえ、300 箇所の居場所を開設する事を目標にし、現在 232 箇所の居場所が開設できている。
- ②施設は主に地域の公民館などをを利用しており、市は開設にあたって施設整備費用の助成を行ったり、居場所の運営費の助成を行っている。その際の条件として、高齢者 10 名以上参加・1 回当たり 2 時間実施・毎回体操を取り入れるなど、9 項目を設定。  
施設整備助成金のうち、施設改修費は一般会計を、備品等購入費は介護保険特別会計を活用。
- ③元気な高齢者の方が行うデイサービスを小学校区に 1 箇所（50 箇所）は造っていきたい。  
その中で、意識の高い担い手の居る所を総合支援の住民主体の取り組みに繋げていきたい。
- ④今まででは 300 箇所の数だけを目標にしてきたが、来年度以降は質を高める取り組みとする。  
居場所の将来像としては、今は高齢者中心の居場所だが、「子どもとのふれあい」などの取り組みにあるように、子どもたち含め、面識のない人とか様々な市民が集まれる場にすることで、地域の活性化を図る。その中で、総合支援事業の通所型サービス B に繋げられるよう取り組むものとする。
- ⑤せっかく作り上げた居場所を、いかにして継続させていくか、それがこれからの大変な取り組みである。
- ⑥また、各居場所のリーダーが一同に会し、意見交換や発表の場を設ける事で横の繋がりを持たせ、情報交換の場として各々の居場所にそれを活かしていく取り組みも行っている。
- ⑦居場所を徒步圏内としている意味は、なるべく歩ける方は自分の足で歩いてもらうためであり、また、歩く道中で地域の方達との出会いの機会にも繋がるということでもある。
- ⑧元気な高齢者が支援者になる事、地域の中で“通いの場”を設ける事が大切である。

## (2) 居場所『久米山げんき会』の現地視察について

市役所での説明を終え、午後からは 232 箇所の居場所の中で、『久米山げんき会』を市の担当職員と一緒に現地視察し活動に参加させていただいた。（その様子は下記写真を参照）



地域の集会所が居場所。皆さん歩いて来ます。



毎月 1 回健康チェック（尿・血圧等）を行っています。



施設整備助成費で購入したモニタ見ながら体操を！



先生を真似して独自の体操です！皆さん楽しそう。



毎月誕生月のメンバーにお祝い品と唄のプレゼント。



お茶菓子とフルーツなどを食べながらくつろぐ時間も。

### (3) 質問事項と回答

Q) 本事業を始めた動機、目的を教えてください。

A) 介護予防に特化した取り組み必要である事から、10万人当たり100箇所をめどに、しかも徒歩圏内の範囲内に、3カ年計画で300箇所の居場所を開設することを目指している。

Q) 事業の実施状況と実施の効果はいかがですか？

A) 平成27年度の参加人数は全体で約4500人で、その方の「主観的健康感」が維持向上したと感じている割合は90.5%という調査結果でした。

また、居場所に通っている方（500名）の「介護保険の新規認定率」は0.5%で、通っていない65歳以上の認定率4.2%と比較し改善効果が表れている。

Q) 公共施設を居場所とすることはありますか？

A) 所管課に申請し、コミュニティ施設・体育施設・児童館などを居場所としている。

Q) 介護予防に関する専門的な指導や助言などのサポート体制はあるのですか？

A) 講師を派遣しており、のびのび元気体操においては、シルバー人材を10名派遣している。

## 6. 所感

- ・ 佐野市と人口規模は違うが、市内300箇所の施設の開設を目標にしていることに驚いた。  
しかも、添付写真にあるようにどの居場所も大勢の高齢者が集まっていて、それぞれ内容は様々工夫をしながら特長をもたせ取り組んでいる様子が伺える。
- ・ 今回その中の居場所「久米山げんき会」を現地視察させていただいたが、とにかく明るく活気があり、高齢者が元気に集ってはテキパキと月一回実施している「健康チェック」をこなしている姿が印象的だった。
- ・ そこでは、何人かが測定係りをやったり、体操の先生をしたり、お茶の用意をしたりと、自然なかたちで各々役割を担い、とても居心地のいい居場所であるように感じられた。
- ・ 尿検査に使う試薬は、医療生協から無償で提供していただいているとのことでした。  
(単価50~70円/枚) このような細かな配慮も継続させるためには必要であると感じる。
- ・ 参加者は毎月の「健康チェック」を有効に活用しており、例えば尿検査で測定する塩分の数値をお互いに競い合ったり、自己管理に徹し数値を大幅に下げている高齢者も居るとの事。  
生活習慣の改善や、病気の早期発見の上からとても有効な取り組みであると感じる。
- ・ 体を動かす幾つかの運動メニューも、無理なく楽しく出来る内容であり、男性も一生懸命に取り組んでいるのが印象的だった。
- ・ 市内の各居場所で様々な取り組みをしているので、この日も他の地域からこの会場での居場所を体験するために2名の婦人が参加していた。自分達の居場所の参考にする事もあるし、地域

を越えて他の居場所に参加する事もあるとのことです。このような取り組みも、居場所を継続させていくためには必要な事であると感じる。

- 歩いていける場所に居場所があり、生きいきと有意義な時間を過ごし、体を動かし、健康のチェックもできる。そんな居場所はとても重要であると考える。

以上

## 公明党議員会 行政視察報告書

2016.10.10

1. 日 程 平成 28 年 10 月 5 日～7 日（二日目）
2. 視察場所 香川県高松市（市役所）
3. 参 加 者 若田部治彦、本郷淳一、木村久雄、菅原達（報告者）
4. 目 的 佐野市における天明鑄物、人形づくり、和紙などの伝統的なものづくりの参考にするため、高松市において実施している『伝統的ものづくり事業』を視察する。
5. 内 容

### （1）『伝統的ものづくり事業』について

添付資料の「特色ある伝統文化をさらに魅力あるものへ」を主に活用し、事業の説明がありました。  
(添付資料参照)

高松市においては、『伝統的ものづくり振興条例』を制定し、これを事業の骨格に据え、事業者・市民・教育機関・関係団体、それぞれの役割を明確にするとともに、市の責務を定めることで、全市をあげて「伝統的ものづくり」の振興に取り組んでいる。

対象になる品目も多岐にわたり、「盆栽・漆器石製品」で 3 品目、「香川県指定伝統的工芸品」の中で高松市に関連する 20 品目が対象となっている。

### （2）質問事項と回答

Q) 本事業を始めた動機、目的を教えてください。

A) 生活様式の多様化や個人消費の変化などの影響、また後継者不足といった伝統的ものづくりを取り巻く環境が厳しさを増す状況にあり、他の都市にはない伝統的なものづくりを発展させる。

Q) 事業を始めるにあたっての障がいや課題はどんなものでしたか？

A) 条例制定に当たっては外部委員会で議論（2 年間で 7 回）を交わし意見の調整に努めた。

現在の課題は、担い手の不足を大きく抱えているが、行政では対応しきれない課題と認識する。また、伝統文化の保護関連も課題と認識している。

これらを解決するには、『売るため』の改善が必要であると認識している。

Q) 伝統的ものづくりの担い手はどれ位居るのですか？

A) 3 品目は組合の加入数だけいる。

Q) 補助対象者はどのような方ですか？

A) 伝統的もの作りに関する事業を行う市内に事業所を置く者。（デザイナー等除く）

Q) 伝統的ものづくりを通じて、“まちづくり”に繋げていくような構想はありますか？

A) 本市の伝統的ものづくりの振興を図り、その魅力を国内外に積極的にアピールし、  
都市の魅力を高めていく。

Q) 育成対象者の年齢層はどのようなものですか？未来の人材育成も視野にあるのですか？

A) 県外派遣事業は30～40代が中心で、今後の人材の核としていく。

Q) 伝統文化の保護と事業の育成と両面性あるテーマに対し、行政がどのように関わるのか？

A) 難しい問題だが、基本は事業者が主体であり、行政は側面からの支援に限られる。  
やはり、売れる仕組みづくりをしていく事に尽きるのではないか。

## 6. 所感

- ・ 高松市においては、『伝統的ものづくり振興条例』ならびに『伝統的ものづくり振興事業計画』を策定し、地域全体で“ものづくり”を産業として支えていく取り組みを行っており、とても感銘した。しかも、市民含めた事業者・教育機関などの役割を明確に定め、さらに市の責務も明確にする事で、より条例を具体的で実践的なものに位置づけるなど、高松市の事業に対する本気度が表れていると感じた。  
佐野市においても、『伝統的ものづくり振興条例』が必要であると感じる。
- ・ 基本理念においても、条例が単に伝統的ものづくりに携わる者だけに向けるのではなく、広く地域や市民一人ひとりがその大切さを理解する事などを求めている。
- ・ 『伝統的ものづくり振興事業計画』に10の事業が盛り込まれているが、その中で、「伝統的ものづくり夏休み親子体験教室」は150組の定員に400組もの応募があるくらい人気のようである。他に「伝統的ものづくり学校巡回教室」や「伝統的ものづくり人材育成県外派遣事業」など、教育と人材育成に力を入れている事が伺える。  
佐野市においても、伝統的ものづくりに対する教育と人材育成は大切な要素であり、先の条例に明確に市民の役割、教育機関の役割等が明確に定められている事が、具体的な取り組みを後押しする形になっている事がわかる。  
その意味からも、具体的で実践的な条例の制定は必要な事であると感じる。

以上